

サービス利用規約

第1条 総則

(1) 当該サービス利用規約(以下「本利用規約」といいます)は、「動画でOJT サービス」および「動画でOYA!KoKo サービス」ご利用申込書(以下「利用申込書」といいます)に署名捺印したお客様(以下「お客様」といいます)が、エス・エイ・アイ株式会社(以下「当社」といいます)の提供する動画でOJT サービスおよび/または動画でOYA!KoKo サービス(両サービスを総じて以下「本サービス」といいます)を利用するにあたり、また当社がお客様より本サービスを請け負うにあたっての必要な取り決めについて定めています。

(2) 本利用規約と、当社とお客様の間で別途取り交わされた個別の取り決めの規定が異なるときは、個別の取り決めの規定が本利用規約に優先して適用されるものとします。なお本利用規約では、言葉や用語の定義や説明をする際、または文中の補足事項がある場合は、※印を用いて各条または各項の直後に説明文を入れるものとし、その説明文も本利用規約の一部を構成する規定とみなすものとします。

第2条 請負契約の成立

当社とお客様との請負契約は、お客様が利用申込書に署名捺印し、そのお申込みを当社が承諾したときに成立するものとします。なお、お客様は本サービスのどちらか一方、又は両方を申し込む度に、その都度新しい利用申込書を提出するものとします。なお、お客様が利用申込書に署名捺印を行い、当社にその署名捺印済み利用申込書を提出した段階で、お客様は本利用規約の内容をすべて承諾したとみなされるものとします。

第3条 サービスの提供

当社はお客様に対して以下の2種類のサービスのどちらか一方、又は両方を提供するものとします。なおサービスの提供は、完成した動画(以下「完成動画」といいます)の納品ならびに検収期間の終了を持って完結するものとします。

(1) 動画でOJT サービス(以下「OJT サービス」といいます)

外国人技能実習生等の外国人の方が日本語環境の中で仕事をする際のオンザジョブトレーニングを容易にしたり、外国語しか理解できない方向けに、技術やノウハウを言葉の壁を越えてわかりやすく伝えたりすることを目的として制作される動画マニュアル的な目的を持つ外国語字幕付動画を制作するサービス。

(2) 動画でOYA!KoKo サービス(以下「親孝行サービス」といいます)

外国人技能実習生等、日本で働いている外国人の方の本国にいる家族や知人に向けて、主にその外国人を雇い入れている企業や団体等が「きちんとお預かりしています」と安心を届ける目的で外国語字幕付動画を制作するサービス。

第4条 コースの選択

お客様が本サービスのどちらか一方、又は両方を利用する場合、お客様の必要性に応じて、お客様の判断の下、以下の3つのコースのひとつを選択するものとします。

(1) 自撮りコース

お客様ご自身がスマホやデジカメ、ビデオカメラ等で撮影したデータを当社あてに送付し、当社がその撮影データに対して「動画編集」「文字起し」「日本語要約」「翻訳」「字幕編集」を行った上、お客様に完成動画を納品するコースです。

(2) 撮影サポートコース

手順を理解したスタッフが訪問して現場で撮影及びサポートを行います。当社で「撮影」「サポート」「動画編集」「文字起し」「日本語要約」「翻訳」「字幕編集」を行った上、お客様に完成動画を納品するコースです。

(3) プロカメラマン派遣コース

より良い画質等を希望するお客様に対して、プロのカメラマンを派遣して撮影(※1)を行い、当社で「撮影」「サポート」「動画編集」「文字起し」「日本語要約」「翻訳」「字幕編集」を行った上、お客様に完成動画を納品するコースです。

※1) プロカメラマン派遣コースの場合は「撮影」を担当するプロカメラマンのコストが上乘せとなります。費用については別途お見積り金額を算出させていただきます。

第5条 一連の業務工程

OJT サービスの場合、一連の業務の開始から終了まで(以下「一連の業務工程」といいます)の録画をもって、1本の動画を構築する原素材の動画(以下「原素材動画」といいます)となるものとします。一連の業務工程とは、

例えば、ある特定の工作機械Aを用いて、ある特定の金属塊（ワーク）Bに対して穴あけ加工を行う目的で、まずはその特定の工作機械Aを始動する前に行う段取りや準備を行い、次にその特定の工作機械Aのバイスに特定の金属塊（ワーク）Bをはさみ、その特定の金属塊（ワーク）Bに一定の大きさの穴を空けるために、ドリルチャックに特定のドリルCを取り付け、その金属塊（ワーク）BにドリルCで穴を空け、次にその特定の金属塊（ワーク）Bの別の位置に別の大きさの穴を空けるため、ドリルCをドリルチャックから取り外し、ドリルチャックをウェスで丁寧に清掃し、作業台の上の切粉を清掃し、特定の金属塊（ワーク）Bに、先ほどドリルCを用いてあけた穴とは異なった大きさの穴を別の定点Dにあけるために、まず別の定点Dの位置をその特定の工作機械AのXY軸を用いて定点を定める測定器Eで測定したうえで定点Dを確定させ、その特定の工作機械Aのドリルチャックに先ほどのドリルCとは異なった大きさの別のドリルFを取り付け、そのドリルFを用いて特定の金属塊（ワーク）Bに、先ほどドリルCを用いてあけた穴とは異なった大きさの穴をあけ、その特定の金属塊（ワーク）Bをバイスから取り外し、ノギスを用いて寸法を測り、最後に金属用のやすりを用いてその特定の金属塊（ワーク）Bに仕上げ加工を施し、その特定の工作機械Aを停止させ、ドリルFを含む取り外すべきパーツGをすべて取り外し、その特定の工作機械Aと取り外したドリルFならば従前に取り外したドリルCおよびパーツGの清掃を行い、その取り外したドリルFとドリルCとパーツGを仕舞うべき特定の場所に整頓し、その他、ノギス等、用いた工具を元あった場所に整頓するまでの一連の工程をいいます。

第6条 一連の業務工程を構築する作業工程

OJT サービスの場合、第5条における一連の業務工程における各工程、例えば①その特定の工作機械Aのバイスに特定の金属塊（ワーク）Bをはさむ、②ドリルCをドリルチャックから取り外す、といった個別の作業の一過程ごとを一つの作業工程（以下「作業工程」といいます）と定義するものとし、この作業工程の集合体が一連の業務工程を構成するものとします。なおこの作業工程の数は本サービスの料金決定の一要素となるものとします。

第7条 親孝行サービスにおけるシーン

親孝行サービスにおいて納品される動画は、原則として、会社説明、経営者からご家族へのトーク、仕事をする姿、実習生のフリートーク、社内フリートーク、レクリエーション等の各シーン（以下「シーン」といいます）を録画し、編集し、字幕を付けたものの集合体となります。なおこのシーンの数は本サービスの料金決定の一要素となるものとします。

第8条 撮影カット

本サービスのすべてのコース共通で、動画撮影用のカメラの録画スタートボタンを押してから録画ストップボタンを押すまでをひとつの撮影カット（以下「カット」といいます）とするものとします。なおこのカットの数は、上記第6条の作業工程、上記第7条のシーンと共に、本サービスの料金決定の一要素となるものとします。

第9条 一連の基本録画について

OJT サービスの場合は、1台のカメラにおいて録画された10カット以内かつ5作業工程以内、翻訳前の台詞、文字説明、差込ファイル等翻訳前の日本語のテキストの合計文字数が4,000文字以内、かつその10カットの合計録画時間が30分以内である一連の業務工程を録画した録画素材を一連の基本録画1本とするものとします。また親孝行サービスの場合は、1台のカメラにおいて録画された5カット以内かつ3シーン以内、翻訳前の台詞、文字説明、差込ファイル等翻訳前の日本語のテキストの合計文字数が2,000文字以内、そしてその5カットの合計録画時間が15分以内の録画素材を一連の基本録画1本とするものとします。

第10条 基本料金に含まれるもの

(1) お客様が第4条の「コースの選択」に規定する自撮りコースを選択した場合、第9条の「一連の基本録画」1本に対して、動画編集、文字起し、日本語要約、翻訳、字幕編集を、本利用規約に記載されている各制限範囲内で行うサービスが基本料金に含まれるものとします。

(2) お客様が第4条の「コースの選択」に規定する撮影サポートコースまたはプロカメラマン派遣コースを選択した場合、第9条の「一連の基本録画」1本に対して、動画編集、文字起し、日本語要約、翻訳、字幕編集に加えて、撮影ならびにサポートを、料金表に記載されている各制限範囲内で行うサービスが、その基本料金に含まれるものとします。(※2)(※3)

(3) OJT サービスにおいては、第9条の「一連の基本録画」1本に対して文字起しをした際の日本語の文字数において、MS Wordにおける『スペースを含まない文字数』によるカウントで4,000文字までが基本料金に含まれ、親孝行サービスにおいては、第9条の「一連の基本録画」1本に対して文字起しをした際の日本語の文字数において、MS Wordにおける『スペースを含まない文字数』によるカウントで2,000文字までが基本料金に含まれるものとします。

なお当該基本料金の実際の単価に関しては、別途最新の料金表にて記載するものとし、その最新の料金表の単価を

もって有効とするものとします。またこの一連の基本録画1本、カット数、文字起しをした際の日本語の文字数、録画時間またはその他の点において、お客様と当社の間へ何らかの齟齬が生じた場合、当社の判断が優先するものとします。

※2) 撮影サポートコースの場合は訪問させていただきサポートスタッフはプロのカメラマンではありません。しかしながら本サービスの遂行に熟達したスタッフが訪問し、撮影と進行をサポートいたします。

※3) プロカメラマン派遣コースの場合は、自撮りコースの料金に「撮影」を担当するプロカメラマンの訪問料金が上乗せとなります(撮影サポートコースの訪問料金の1.5倍~2倍程度)。費用については別途見積金額を算出いたします。なおプロカメラマン派遣の際には原則としてサポートスタッフの同行はありません。

第11条 基本料金に加算される追加料金

第10条における基本料金に加算される追加料金には以下のものがあります。

(1) 第9条の「一連の基本録画」ならびに第10条の「基本料金に含まれるもの」に定義された録画の上限分を超えた場合の追加料金。

(2) 第9条の「一連の基本録画」ならびに第10条の「基本料金に含まれるもの」に定義されたカット数の上限を超えた場合のカット追加料金。

(3) 第9条の「一連の基本録画」ならびに第10条の「基本料金に含まれるもの」に定義された作業工程数の上限を超えた場合の作業工程追加料金。

(4) 第9条の「一連の基本録画」ならびに第10条の「基本料金に含まれるもの」に定義されたシーン数の上限を超えた場合のシーン追加料金。

(5) 第9条の「一連の基本録画」ならびに第10条の「基本料金に含まれるもの」に定義された文字数を超えた場合の追加料金。

(6) お客様の要請により、動画以外に、別途用語説明や解説の翻訳を行った場合の翻訳料金。

(7) お客様の要請により、完成動画に、第9条で定める「一連の基本録画」以外に静止画やイラスト、文字ページ等を挿入する際にかかる作成費用、翻訳料金ならびに各種手数料。

(8) お客様の要請により、完成動画に、第9条で定める「一連の基本録画」以外にピクチャーインピクチャー等、別の動画をはめ込む際の特許作業料。

(9) お客様が撮影サポートコースまたはカメラマン派遣コースを選択した場合、その撮影の際、お客様指定の撮影場所までの交通費。

(10) お客様が撮影サポートコースまたはカメラマン派遣コースを選択した場合、お客様の要請により2台以上のカメラで撮影する場合の2台目以降のカメラの追加導入費用とその撮影費用。

(11) お客様が撮影サポートコースまたはプロカメラマン派遣コースを選択した場合、お客様の要請により訪問時間が3時間を超えた場合の訪問延長料金。

(12) お客様が撮影サポートコースまたはプロカメラマン派遣コースを選択した場合、お客様の要請により2名以上のサポートスタッフまたはプロカメラマンを派遣した場合の追加派遣費用と追加交通費。

(13) お客様の要請により、動画編集の際に、フェードインフェードアウト等の簡単なエフェクト以外の難易度の高い特殊エフェクトを入れる場合はその特殊エフェクト編集費用。

(14) お客様の要請により、MP4以外のファイルに変換して完成動画の納品を行う場合はその変換手数料。

(15) お客様の要請により、当社からお客様のメールアドレスあてにダウンロード可能なURLを送信する形式のウェブ納品以外の形式、たとえばDVD等別途メディアにて納品する場合等はその手数料。

(16) お客様の要請で、完成動画に外国語による音声ナレーションを入れる場合はその追加サービス費用。

(17) 仮納品時におけるお客様の確認と承諾をもらう段階を経て最終納品を行っている場合で、お客様の要請により最終納品前に動画の再確認を行う場合、そのデータ書き出しに伴う手数料。

(18) 仮納品時におけるお客様の確認と承諾をもらう段階を経て最終納品を行っている場合で、完成動画に、お客様の要請に基づいて変更や修正を加える場合の変更手数料。

(19) 本利用規約第12条(9)に規定する日本語字幕付動画仮納品/お客様確認の段階において、仮納品動画または修正仮納品動画の内容に対して、お客様より当社に対して承諾がいただけない場合で、その修正または再修正を行う場合において、その修正または追加修正の依頼内容が、一般常識において明らかに当社にその責がないと判断される修正または追加修正を行う場合の追加修正費用。

(20) その他、お客様の要請により、当社がお客様に、上記第10条の「基本料金に含まれるもの」以外のサポートやサービスを提供した場合の別途費用。

(21) お客様が当社に対して、本サービスにおいて動画制作を要請する分野の専門性が高く、専門分野に長けた

特別な翻訳者に翻訳を依頼しなければいけない場合の追加費用。

(22) お客様が当社に対して、本サービスにおいて動画制作を要請する目的言語の難易度が高く、通常の費用ではサービス提供が不可能と当社が判断した場合の追加翻訳費用。

(23) お客様の要請により、DTP 作業（部品の配置図などの印刷物の挿入画像化、図面復元、デザイン制作等を含みます）、図表の作成、用語集の翻訳等が必要な場合、その費用。

(24) お客様がプロカメラマン派遣コースを選択した場合、「撮影」を担当するプロカメラマンに対する追加費用。

(25) 検収期間を経過してから納品後12か月目までの間に、お客様から当社に対して完成動画の修正依頼があり、当社がその修正を行った場合その費用。

(26) お客様の要請で、第16条の「動画、静止画、イラスト、ファイル、テキスト等の保管と廃棄」に記載された保管期間を超えて制作に必要なファイル等を保管する場合は、その保管費用。

(27) お客様が日本語字幕付きの動画ファイルを必要とし、お客様が当社に対してその日本語字幕付き動画ファイルの納品を依頼した場合、外国語版の完成動画制作代金とは別にその代金。

なお、上記各追加料金の目安は、別途最新の料金表にて記載されている基本サービスの基本料金を基準に、常識を逸脱しない範囲内において、当社の裁量で決定されるものとします。ただし事前に見積算出が可能な類の追加サービスに対して、当社はお客様に対して、可能な限りの範囲内において事前に見積書を提示し、お客様の許諾を待って追加サービスを提供するものとします。ただし、初回見積書発行後、都度都度の見積金額を算出して乙の許諾を待って追加サービスを行う工程を経ると当社または当社が選定した作業担当者の作業自体が止まってしまうようなケース、ならびに事前に見積書を提示することが難しいと当社が判断した追加サービスの場合、当社はお客様に対して、見積書の発行なしに請求書を発行させていただく場合があります。その際、お客様は、当社の請求金額が常識を逸脱しない範囲内である場合、その支払いに事前同意したものとされ、支払いに応じるものとします。

第12条 お申込み成立後ご発注から納品まで

(1) 利用申込書記入

まずは第2条の「請負契約の成立」の規定に準じて、利用申込書に必要事項を記入の上、署名捺印のうえ弊社まで提出してください。

(2) ヒアリングシート

OJT サービスならびに親孝行サービスどちらも、個別に異なったヒアリングシート（※4）を用意してあります。選択コースにかかわらず（自撮りコースであっても）、見積金額算出前に事前に当該ヒアリングシートに回答していただきます。なおこのヒアリングシートへの記載がない場合、当社はお客様より本サービスの提供をお断りする場合があります。（※5）

※4) ヒアリングシートのご回答の際は、Adobe の Acrobat Reader が必要となります。

※5) このヒアリングシートは、①撮影をスムーズに進めるため、また②お客様の業界やご利用の機械について専門的知識のない当社スタッフが、間違った理解をして日本語編集作業や翻訳作業を進めてしまう等の懸念を払拭し、手違いを最小限に留めることを目的としています。もう一点、見積金額算出前にこのヒアリングシートが必要な理由があります。それは、このヒアリングシートの情報があつて初めて正確な見積金額を算出できるという点です。いわばこのヒアリングシートが目的地に正確かつ最速にたどり着くためのカーナビゲーションの役割を果たすことになります。このヒアリングシートが、最高の結果を出すための交通整理のためのツールとして最も重要な役割を果たすことになりますので、必ず回答していただきますようお願いいたします。また業界用語等の専門用語は出来る限り詳しくヒアリングシートに記入していただきますようお願いいたします。

(3) お見積り

お客様にヒアリングシートに回答していただき、そのヒアリングシートをお客様から当社が受領し、その内容を確認した上、当社よりお客様に提出する見積書に見積金額を提示させていただきます。

(4) 正式発注

見積書の見積金額に納得していただけたら、お客様は当社あてにメールにて正式発注の意向を伝えることにより正式の発注が行われたこととなります。メールアドレスは bsp@nai.co.jp となります。当社は、お客様からの正式発注の意向を受けた場合、必ず確認メールを送信させていただきます。

(5) 日程調整

撮影サポートコースまたはプロカメラマン派遣コースの場合、お客様、当社間で相互調整を行い、撮影の日時を決定いたします。なお撮影の一営業日前までに、当社よりお客様に撮影日時の再確認のお電話をさせていただきます。

(6) 撮影

撮影サポートコースまたはプロカメラマン派遣コースの場合、段取りよく撮影作業が捗るように、当社よりお客様に対して以下の点にご理解をお願いしております。

- ① 撮影開始 30 分ほど前より、撮影機材の設置準備を行わせていただきます。
- ② 作業前に一度、作業で使う道具および部品等を並べて説明していただきます。部品が数種類ある様な場合は、サイズの紹介もお願いいたします。
- ③ 一連の業務工程または作業工程の中で、「勘」が頼りになっている削りの度合い、湾曲の度合い、彫りの度合い、熱する度合いなど、口頭での説明が難しい点は、出来るだけ具体的な数字で説明していただくよう協力をお願いいたします。
- ④ 説明員の方は、基礎的な技術につきましても、その知識のない外国人技能実習生が視聴する事を想定していただき、たとえそれが重要なことでないと思われるような小さな点であったとしても、例えば電源の場所の確認、加工する材料の持ち方などまで、誰にでもわかるように、きめ細かく説明をお願いいたします。
- ⑤ 撮影の際には現場における調整役ならびに説明員になる方は、作業に詳しいベテランの日本人の方、または作業に詳しいベテランで、完璧な日本語が話せる方をお願いいたします。
- ⑥ 撮影サポートコースまたはプロカメラマン派遣コースにおいて、当方から撮影のため撮影場所に訪問するのは原則 1 名です。この 1 名が 1 台のカメラで撮影する前提でコースを設けております。お客様の要請で撮影者を複数にしたり、撮影するカメラを複数台に増やしたりする場合には、別途追加料金を頂戴いたします。ただし 1 名で訪問した撮影者が、同人の判断で、例えば機械の全景と手元の細かい部分の撮影を同時に進めねばならないとした場合などは、複数のカメラを用いて撮影を行う場合があります。このように当社または撮影者の判断で複数のカメラを使用した場合、追加料金は発生いたしません。
- ⑦ 撮影サポートコースならびにプロカメラマン派遣コースの場合に限り、撮影は 1 台のカメラが基本となります。自撮りコースの場合は使用するカメラの台数に制限はありません。ただし自撮りコースにおいて、お客様の判断で同じ場面を 2 台のカメラで撮影した場合、その 2 台で撮影された同一場面の動画をそれぞれ 2 本別々に当社あてにお送りいただきますと、それぞれの場面で動画を 2 本編集するのと同等の取り扱いとなり、基本料金に含まれるカット数の上限を超えてしまい、追加料金が発生する場合があります。
- ⑧ 撮影サポートコースまたはプロカメラマン派遣コースにおいて、当社に帰する理由で撮り直しが必要になった場合、その撮り直しにかかった時間は料金表に記載された撮影時間には含まれません。
- ⑨ 自撮りコースにおいて、お客様が撮影した動画の画像が、手ぶれで見えにくい、手が映っていて撮影箇所が隠れている、明るさが不足している、逆光で画像が暗く見えにくい、背中しか映っておらず作業の様子が全く分からない、音声が入っていないまたは音声が聞こえにくい等の問題があった等の場合で、これでは完成度の高い動画制作は不可能と当社が判断した場合は、お客様に再撮影をお願いする場合があります。
- ⑩ 動画で OJT サービスは研修目的のためのサービスです。したがって、失敗例や駄目な例等も用意していただくことにより理解を深めやすくなります。例えば機械の掃除を怠ったまま作業を行ってしまったため機械が詰まってしまう回転数が下がった例、寸法が 0.1 ミリ異なったため目的の部品として利用できず不良品となった例、塵が紛れ込んでいるため不良品が発生してしまう例など、可能な限り現実起こり得る事象を想定して撮影して下さい。
- ⑪ 撮影時に実際に現場でオペレーションの説明していただく方は、普段なら、その作業自体は日常的にやり慣れている作業であり段取りを間違えたりする事は無いと思います。しかしながら、そこに口頭で詳しい説明を加えたり、撮影されていることを意識したりすると、動画を見る外国人技能実習生にとって最も必要な説明が抜け落ちたりする等、不測の事態が発生することもあります。どのような流れで作業内容を説明していくのか、ヒアリングシートの台詞（セリフ）記入欄に実際に想定される台詞を記入していただき、本番の撮影に備えるように心がけてください。また必要に応じてカンベなどを用意し手順が抜け落ちない様にご留意ください。

（7）動画編集作業

「動画編集作業」とは、撮影された複数の動画や、お客様より当社あてに送付された別の動画、画像等を繋ぎ合わせたり、不要な部分をカットしたり、必要な場合は作業工程やシーンごとにタイトルページを設けたりする作業をさします。撮影が終了しましたら（自撮りコースの場合は、編集する動画とお客様回答済みのヒアリングシートを当社が受領次第）、当社は速やかにこの動画編集作業に入らせていただきます。なお、動画編集作業に伴いまして、当社よりお客様に対して以下の点に理解と留意をお願いしております。

- ① 動画編集作業とは、自撮りコースの場合は、お客様にご用意いただきました数本の動画のカットを、お客様に記入いただいたヒアリングシートに基づき、当社の選択する編集者（※6）が、必要な動画を繋ぎ合わせて 1 本の動画にする作業をいいます。
- ② 動画編集作業では、お客様の意図に変更を加えないと判断される範囲内で、動画の長さを削る、動画の順番を変更する等の手を加える場合があります。

③ 編集中の動画の特定のパートに、何らかの説明文や説明の図、写真等が必要であると編集者が判断した場合、当社よりお客様に、そうした説明文や説明の図、写真等の提出をお願いする場合があります。

④ 前項で、お客様より当社にそうした説明文や説明の図、写真等の提出がない場合、または当社または編集者が、あえてお客様からそうした説明文や説明の図、写真等の提出を求めなくても、独自に補助的説明文や補助的図等を作成可能と判断した場合は、当社または編集者の裁量をもって、そうした補助的説明文や補助的図等を編集中の動画に挿入する場合があります。

⑤ 動画編集作業には、特殊なエフェクトを用いる作業等は含まず、供与された、または撮影した動画を、①不要な部分は取り除く、②必要な順番に繋ぎ合わせる、③効果を考えながら単純なエフェクト（フェードインフェードアウト程度）を入れる程度に留めるものとし、それ以外の動画編集作業を、お客様の要請により行う場合は別途料金が発生いたします。

※6）当社の選択する編集者とは、必ずしもプロの編集者とは限りません。しかしながら、当社の選択する編集者の方は皆、当社の判断基準に則ったレベルの編集作業が可能な編集者です。

（8）文字起し作業・日本語要約作業

動画編集作業が終了しましたら、速やかに編集済動画の文字起し作業ならびに日本語要約作業に入らせていただきます。編集済動画の文字起し作業ならびに日本語要約作業に伴いまして、当社よりお客様に対して、以下の点にご理解をお願いします。

① 「文字起し作業」とは、お客様の説明員等の出演者が動画の中で音声にて説明している内容を、日本語に文字化する作業をさします。「日本語要約作業」とはお客様が動画で説明している操作説明、作業工程等ならびに、お客様がヒアリングシートの工程説明覧に記入している説明書きを、日本語が外国語に翻訳されることを前提に、外国語映像の説明文の翻訳用日本語原文として、内容に変更を加えない範囲内で、最適かつ理解しやすい明瞭な日本語に書き換えを加える等の調整を行った上、テキスト文書として打ち込む作業をいいます。（※7）

② 文字起し作業または日本語要約作業の際、文字起し担当者または日本語要約担当者の裁量で、出演者の言葉通りやヒアリングシートの言葉通りにすることなしに、その選択をした方がより良い結果が引き出せるとの判断の下、動画の完成度を高める目的から文章の加筆修正削除を行う場合、ならびに補足字幕説明書きや補足テロップ等を加える場合があります。なおその際の増加分の文字数は、第10条の「基本料金に含まれるもの」に記載されている文字数には加算されないものとし、追加料金の対象外になるものとします。

③ 文字起し作業ならびに日本語要約作業担当者は、お客様の業態に関して必ずしも深い造詣があるわけではありません。そのため、事前提出のヒアリングシートにおいて、お客様独自、又は貴業界独自の専門用語、省略用語などがありましたら可能な限り広く事前に伝達、説明をお願いいたします。

④ お客様より当社への提供情報を元に文字起し作業ならびに日本語要約作業を行う際で、さらなる不明点等が生じた場合、当社、文字起し作業担当者、日本語要約作業担当者はそれぞれ、その不明点を解明するためインターネット等で調べることで理解に努めますが、それでも解明できない不明点等が発生した場合、当社、文字起し作業担当者、日本語要約作業担当者より、お客様に対して、その都度、不明点を明確にするため確認をさせていただく場合があります。こうして不明点の確認をさせていただいた場合は、なるべく速やかに回答をいただきますよう協力をお願いいたします。

⑤ 前項の不明点の確認をさせて頂いた際、作業担当者の業務工程都合等のため、一定の回答期限を決めさせていただく場合があります。そうした回答期限を設けた際、お客様より当社に期限までの速やかな回答がいただけない場合、お客様の回答を待たず、当社または文字起し作業担当者または日本語要約作業担当者の判断において、推測での文字起し作業または日本語要約作業を進めさせていただく場合があります。

⑥ 親孝行サービスは、外国人技能実習生の母国の家族に視聴してもらおう事を前提にして制作する動画です。つまり外国人技能実習生本人の名前は本国の家族に字幕テキストとして届くものとなりますので、ミスなく正確に記載する必要があります。外国人技能実習生の方のお名前の母国語表記を、ヒアリングシートにおいて正確に記載するようお願いいたします。

※7）原則として、文字起し作業と日本語要約作業は同じ人物が担当します。

（9）日本語字幕付動画仮納品/お客様確認

① 日本語要約が完成後、一度お客様に、日本語仮字幕を焼きつけた動画（以下「仮納品動画」といいます）を、お客様のメールアドレスあて、仮納品動画閲覧可能リンク URL を送付する形式（ダウンロードはできません）のメール（以下「仮納品メール」といいます）を送信する形式で仮納品（以下「仮納品」といいます）いたします。お客様は、その仮納品動画の内容を確認いただき、当社はその承諾を待って翻訳作業に入ります。なおこの仮納品動画の視聴期間は、お客様のメールアドレスあてに仮納品動画閲覧可能 URL を送付した日から起算して7日間と

させていただきます。また仮納品メールに記載した回答期限日または仮納品動画閲覧可能期間である 7 日間の最終日のどちらか遅く訪れる日までに、仮納品動画に関しての修正依頼、承諾等の回答をお願いいたします。なお、この仮納品動画の内容に承諾いただいた後は、当該動画における、お客様より当社への翻訳結果の誤訳、誤訳以外の修正依頼は、原則として受け付けません。またこうした回答期限日を設定した場合で、お客様より当社あてに回答期限日までの回答がいただけない場合、当社の裁量において、お客様より当社に対して仮納品動画の内容に承諾があったものと判断させていただき、お客様の回答を待たず翻訳作業等の必要作業を進めさせていただきます。なお納品動画の内容にご承諾いただけない場合で、一般常識において明らかに当社にその責がないと判断される追加修正依頼は有料とさせていただきます。

② 前項①において、お客様より当社に対して、仮納品動画に対して修正依頼が発生した場合、お客様は当社に対して、仮納品メールに記載した回答期限日または仮納品動画閲覧可能期間である 7 日間の最終日のどちらか遅く訪れる日までに、書面をもって修正依頼を行う必要があります。その際当社は、可及的速やかに修正作業を実施するものとし、その修正作業が終了後、当社よりお客様に対して、前項①の仮納品メールと同等の方式によって修正仮納品動画（以下「修正仮納品動画」という）を送付する形式で修正仮納品（以下「修正仮納品」といいます）をいたします。お客様は、その修正仮納品動画の内容を確認していただき、当社はその承諾を待って翻訳作業に入ります。なおこの修正仮納品動画の視聴期間は、お客様のメールアドレスあてに修正仮納品動画閲覧可能 URL を送付した日から起算して 7 日間とさせていただきます。また修正仮納品メールに記載した回答期限日または修正仮納品動画閲覧可能期間である 7 日間の最終日のどちらか遅く訪れる日までに、修正仮納品動画に関しての再修正依頼、承諾等の回答をお願いいたします。なお、この修正仮納品動画の内容に承諾いただいた後は、当該動画における、お客様より当社への翻訳結果の誤訳、誤訳以外の修正依頼は、原則として受け付けません。またこの修正仮納品動画の内容にご承諾いただけない場合で、一般常識において明らかに当社にその責がないと判断される追加修正依頼は有料とさせていただきます。

③ 仮納品または修正仮納品の段階で、本利用規約第 1 1 条に規定する追加料金が発生することが明確な場合、当社よりお客様に対して追加料金の見積書を発行させていただきます。その見積書には、①何らかの変更を行えば追加料金が発生しない（例）日本語の削減を加えれば追加料金が発生しません）、②この追加料金は必要不可欠な追加サービスに該当するものなので必ずお支払いいただくことをお勧めします、③この追加料金は、あってもなくてもいい、オプション性の高いサービスです等々、可能な限りわかりやすい説明を入れさせていただきます。ただし本利用規約第 1 1 条に規定する見積書の発行なしに請求書を発行するケースの場合は、その限りではありません。

（10）翻訳

前条（9）で承諾された仮納品動画に記載された日本語字幕文を、担当の翻訳者が目的の言語に翻訳いたします。翻訳の品質に関しては、NAIway 翻訳サービスと同等の品質を担保するため、厳選した翻訳者が一次翻訳を終えた後、原文と訳文の双方を理解可能な翻訳者と同等の能力を持ったブルーリーダーが原文と訳文の双方を見比べながら、今一度翻訳の見直し作業を行います。翻訳、ブルーフリードどちらも、当社の翻訳部門、NAIway 翻訳サービスでの厳しい審査を通過した専門家に委託しております。しかしながら本サービスのより一層の完成度を高めるため、当社よりお客様に対して以下の点にご理解をお願いしております。

① 翻訳の目的言語によっては引受けられない場合、または引受け可能であっても、別途費用が発生したり、通常より長い納期をいただく場合があります。

② 専門用語、業界用語の翻訳は、別途専門の翻訳者を起用する場合があります。その場合は別途料金を頂戴する場合があります。その際は別途当社よりお客様に対してその追加料金の見積書を提出し、その正式発注をいただく過程を経て別途料金を承ります。

③ お客様の要請により、DTP 作業（部品の配置図など）、用語集の翻訳等が必要な際は、別途当社よりお客様に対してその追加作業分の見積書を提出し、その正式発注をいただく過程を経て別途料金を承ります。

④ 翻訳には有能な翻訳者が細心の注意を払って従事していますが、万が一誤訳や誤訳等を発見した場合は、納品後 1 週間の検収期間中にご指摘ください。なおこの検収期間中の誤訳や誤訳の修正は修正箇所が多寡にかかわらず 1 回までは無料とさせていただきます。

⑤ 検収期間を経過してからの修正依頼につきましては、納品後 3 か月間に限り、別途当社よりお客様に対して見積書を提出し、その見積金額に承諾し正式発注をいただく過程を経て、別途料金にて修正を承ります。

（11）字幕編集

翻訳作業が終了しましたら、速やかに字幕編集作業に入らせていただきます。字幕編集作業に伴いまして、当社よりお客様に対して以下の点にご理解をお願いしております。

① 字幕編集作業とは、動画上、音声で話している言葉の下に動画編集ソフトを用いて何分何秒から何分何秒まで

はこの台詞といったように、タイムラインを確定して翻訳後の字幕を埋め込んで入れていく作業です。

② 字幕編集作業の際、元の日本語は短いのに外国語に翻訳すると長くなるケース等が発生する場合がございます。そうした際は、ふたつのタイムラインに分ける、同じ場面でも時系列でのふたつの字幕に分ける等、当社または字幕編集者の裁量で調整をさせていただきます場合があります。

③ 字幕編集後、完成動画の画面上に表出する字幕やテロップ、説明文は、原則として目的の外国語への翻訳済字幕やテロップ、説明文のみとなります。日本語において何らかの字幕やテロップ、説明文等を完成動画の画面上に表出させたい場合は、別途当社よりお客様に対してその追加作業分の見積書を提出し、その見積金額に承諾し正式発注をいただく過程を経て別途料金にて承るものとします。

④ 上記①のタイムラインの確定後、動画の作業工程の各場面の時間短縮やシーンの入れ替え等を行う場合、既に確定しているタイムラインの数値をすべて変更しやり直す労力がかかります。したがって、原則としてお客様が(9)の日本語字幕付動画仮納品/お客様確認の過程において、仮納品動画の内容を確認しその承諾をした後は、翻訳後の訳抜け、誤訳の修正以外の一切の変更はできないものとします。

(1) 2) 納品

原則として基本料金に含まれる完成動画の納品方法は、当社が指定したウェブ経由(ご指定のメールアドレスに納品ファイルのダウンロード URL を送付する方法)での納品となります。またその納品ファイル形式はMP4フォーマットに限定させていただきます。他の納品方法または納品ファイル形式を希望される場合は別途手数料がかかるものとします。なおこのダウンロード URL はご指定のメールアドレスに納品ファイルのダウンロード URL を送付した後、7日間で消去をさせていただきます。

第13条 納期について

納期は、本サービスのどちらのケースにおいても、本利用規約第12条の「お申込み成立後ご発注からご納品まで」の、手順(3)の「お見積り」にある見積書に記載されます。ただし、本利用規約第20条の「免責事項」(6)、(7)、(9)、(10)に記載される理由で納期延長をせざるを得ない場合は、当社よりお客様に新たな納期を通知することにより、納期の延長が可能となるものとします。また同じく、本利用規約第20条の「免責事項」に記載するその他の事象が発生しそれが納期延長につながる場合、お客様は当社に対して一定の納期の延長を許容するものとし、その期間はお客様と当社の協議の上、決定するものとします。

第14条 代金の支払い

本サービスのどちらの場合においても次のルールでの代金支払いをお願いしております。

(1) 着手金

ご利用申込日より3日以内に、着手金として代金総額の五割、50%をお支払いいただきます。

(2) 納品前支払い

最終納品前に、残金として代金総額の五割、50%をお支払いいただきます。

(3) 追加注文代金

お客様に追加発注いただいたサービス代金は、上記(2)の納品前支払い時に併せてお支払いいただきます。

なお、上記の支払段階では、それぞれメールにてご請求書を発行させていただきます。

第15条 著作権・知的財産権

(1) 本サービスのどちらのケースでも、撮影サポートコースおよびプロカメラマン派遣コースの場合で、当社または当社が派遣したサポートスタッフもしくはプロカメラマンが撮影した動画、静止画等(以下「当社撮影動画等」といいます)の著作権は当社に帰属するものとします。また自撮りコース、撮影サポートコース、プロカメラマン派遣コースの3コースすべて共通で、お客様が当社に預託した動画、静止画、イラスト、ファイル、テキスト等(以下「預託ファイル等」といいます)は、たとえそれが完成動画の納品前であっても、その預託ファイル等の著作権はお客様に帰属するものとします。ただし当社は、その預託ファイル等を本サービスの提供を目的として加工する権利を有するものとします。また、当社が本サービス履行過程において生み出す様々な中間加工段階のファイル等の著作権は、すべて当社に帰属するものとします。なお自撮りコース、撮影サポートコース、プロカメラマン派遣コース、3コースすべて共通で、当社が制作し納品した完成動画は、お客様より当社への本サービス代金の支払いの完済および納品後の検収期間終了をもって、その著作権は当社からお客様に移管されるものとします。

(2) お客様が当社に提供する、動画、静止画、イラスト、図、マニュアル、音楽、BGM、テキスト等を含むすべての素材は、お客様の責任の範囲内で著作権、肖像権、意匠権を含むあらゆる第三者の知的財産権等の権利を侵害していないことを前提として、当社はその複製、翻案、翻訳等を含む加工を加えるものとします。

第16条 動画、静止画、イラスト、ファイル、テキスト等の保管と廃棄

OJT サービスおよび親孝行サービスにおける動画制作の目的で、お客様が当社に預託した預託ファイル等、静止画、イラスト、テキストならびに制作した動画、動画制作過程で必要となった中間工程段階での動画、静止画、イラスト、ファイル、テキスト等（以下預託ファイル等も含み「制作に必要なファイル等」といいます）は、納品後12ヶ月間は、最善の注意をもって当社が保管するものとします。納品後12ヶ月経過後は、当社がその保管を必要とする場合を除き、原則として廃棄するものとします。ただし、もしその制作に必要なファイル等を、当該保管期間を超えて保管する旨お客様が要望される場合は、別途費用を頂戴することにより、特別に当社にて延長保管することが可能です。なお、上記、制作に必要なファイル等は当社独自のノウハウの集合体であり、特別な事情がない限り当社よりお客様に提示、譲渡または預託することができないものとします。

第17条 補足事項

- (1) 本サービスにおいては、原則としてノイズの除去作業は致しかねます。
- (2) 本サービスの自撮りコース、撮影サポートコースによって完成、納品された動画は、撮影、編集共プロのクオリティの追求はしていません。その目的はあくまで「わかりやすさ」に置いております。その点をご了承いただくようお願いいたします。
- (3) タイトルや、チャプター毎のタイトルの静止画（原則として文字表記のみの静止画）の長さは文字数に関わらず10秒程度に確定させていただきます。その時間で判読できないような文字数は入れることはできません。その点をご了承いただくようお願いいたします。
- (4) 本サービスでは、公序良俗に反する内容の動画、ならびに誹謗中傷に類する内容の動画の制作は引き受けすることはできません。その点を了承いただくようお願いいたします。
- (5) 当社は、本利用規約第16条の「動画、静止画、イラスト、ファイル、テキスト等の保管と廃棄」に記載された期間のみ、本サービスの制作に必要なファイル等を保管しております。納品済みの動画に関して、当該保管期間内における修正依頼には、その都度その可否を判断したうえで、追加料金を頂戴することにより対応可能です。しかしながら当該保管期間を経過しての、納品済み完成動画の修正はお引受けいたしかねる場合、または別途ゼロからの制作代金を頂戴する場合があります。

第18条 再委託

- (1) 当社は、本サービスの履行にあたりその一部または全部を第三者に再委託できるものとします。
- (2) 当社は、本サービスの再委託先に関して、機密保持義務に関しては本利用規約に基づき、書面をもって当社が負うと同様の義務を再委託先に追わせるものとし、当社は当該再委託先と連帯して責任を負うものとします。

第19条 機密情報の取り扱い

本サービス履行にあたり、制作に必要なファイル等、当社撮影動画等、預託ファイル等ならびに/または当社が入手した個人情報を含むすべての機密情報は、その著作権、肖像権、意匠権を含むあらゆる知的財産権等の権利等の帰属先がお客様であるか当社であるかの如何にかかわらず、いかなる理由があっても、本サービス履行を目的とした当社内、または当社が責任を持って委託する再委託先の利用に限って使用するものとします。またこの機密情報は、お客様の許諾がない限り、その他の第三者には漏洩、預託、譲渡等を行うことはせず、最善の注意を払って取り扱うものとします。

第20条 免責事項

以下の事象が発生した場合で、以下の事象に起因してお客様に損害が発生した場合であっても、当社はそのすべてにおいて免責されるものとします。

- (1) お客様が当社の提供するヒアリングシートでの事前質問に正確に回答しなかった場合で、それに起因して当社や当社の選定した外注請負スタッフが意味の取違い等を起し、お客様の期待するレベルの完成動画ができなかった場合。
- (2) 選択したコースにかかわらず、ヒアリングシートへの業界用語等の専門用語に関する記入説明が不十分で、撮影された録画またはお客様が提供した動画等に一般的な常識で判断不可能な業界用語や専門用語が含まれている場合、それに起因して当社や当社の選定した外注請負スタッフの理解に齟齬をきたし、お客様の期待するレベルの完成動画ができなかった場合。
- (3) 自撮りコースの場合、送付された動画ファイルや音声ファイルの音声小さすぎる等の場合で、音声編集ソフト、動画編集ソフトで可能な限りボリュームを引き上げて編集する等、当社が努力をしても限界がある場合。
- (4) 撮影サポートコースまたはプロカメラマン派遣コースの場合で、当社が派遣したサポートスタッフまたはプロカメラマンが、通常の業務として最大の注意をもってしても防げない事象で、お客様の機材等の財産に危害を与えた場合。
- (5) 撮影サポートコースまたはプロカメラマン派遣コースの場合で、当社が派遣したサポートスタッフまたはブ

ロカメランが、通常の業務として最大の注意をもってしても防げない事象で、お客様の社員等、またはお客様が連れてこられた人に危害を加えた場合。

(6) 編集作業、文字起し、日本語要約の段階で、当社、編集者、文字起し担当者、日本語要約担当者のうちの何れかが、お客様に何らかの回答を求める確認をお願いして、その回答が遅れる、または回答が得られず、物理的にどうしても納期延長せざるを得ない場合。

(7) 編集作業、文字起し、日本語要約の段階で、当社、編集者、文字起し担当者、日本語要約担当者のうちの何れかが、お客様に何らかの回答を求める確認をお願いした際、その適切な回答が得られず、当社または編集者、文字起し担当者、日本語要約担当者の解釈で作業を進めてしまい、その結果、納品動画に間違いや再度の修正すべき点が発生してしまった場合。

(8) 親孝行サービスにおいて、外国人技能実習生の方の名前の母国語表記がヒアリングシート上に正確に記載されていないため、完成動画の画面上、間違った母国語表記の名前が記載されてしまった場合。

(9) 仮納品の段階で、当社よりお客様に対して仮納品動画の確認を依頼した際お送りした回答期限の指定日まで何らかの形で回答が得られず、物理的に納期延長せざるを得ない場合。

(10) 仮納品の段階で、当社よりお客様に対して仮納品動画の確認を依頼した際にお客様より当社に送付された修正依頼が多度で、物理的に納品日に間に合わず、納期延長をした場合。

(11) 地震、雷、津波その他の天変地変、火災や事故、突然のサーバーダウン、疾病等、現状では予測できない不慮の事態の発生により、本サービスの一部または全部の履行の遅延または履行不能が生じた場合。

(12) 第16条に基づき、当社において、最善の注意を払って保管中の制作に必要なファイル等が、地震、雷、津波その他の天変地変、火災や事故、突然のサーバーダウン、疾病等、現状では予測できない不慮の事態の発生により、破損、消失した場合。

(13) 第16条に基づき、当社が原則として廃棄すべき制作に必要なファイル等が、何らかの理由で廃棄されていない場合。

(14) 納品後検収期間経過後において、翻訳の修正、動画のタイムラインの変更等、お客様による何らかの修正依頼があった場合で、当社がお客様より、その無料での変更や修正を依頼された場合。

(15) 当社よりお客様に完成動画を納品した後、お客様が第三者から著作権を含む権利侵害等の理由に基づく苦情や請求を受けた場合。

(16) お客様が当社に提供する、動画、図、マニュアル、音楽、BGM、テキスト等を含むすべての素材において、第三者の知的財産権の侵害を含む何らかのトラブルが発生した場合。

(17) お客様が完成動画の使用に関して、第三者から権利侵害等の理由に基づく苦情または請求を受けた場合。その他、当社は、納品した本サービスにおける完成動画、または途中段階で仮納品した仮納品動画、さらには本サービスに付随して発生したすべての事象においてお客様に発生したいかなる損害に関して、当社に故意または重大な過失がない場合は、すべて免責されるものとします。

第21条 損害賠償・瑕疵担保責任

(1) お客様および当社は、本サービスの履行にあたり、第20条に記載する免責事項を除く範囲内において、相手方の責めに帰すべき事由により直接かつ現実に被った通常の損害に限り、相手方に対して損害賠償を請求することができるものとします。ただしその損害賠償額については、お客様、当社双方共、本サービスの対価として定めたサービス代金相当額を累積限度額とするものとします。

(2) 完成動画の納品後60日以内に完成動画に隠れた瑕疵が発見された場合、当社は速やかにお客様と協議し、必要な無償補償を含む合理的措置を取り決めるものとします。ただし当該瑕疵の原因が、完成動画に対して当社以外の者による造作・工作がなされたことによる場合はこの限りではありません。またその責任範囲は、本サービスの対価として定めたサービス代金相当額を累積限度額とするものとします。

第22条 キャンセルポリシー

お客様より当社に対して一度利用申込みをされた本サービスは、原則としてお客様の都合によるキャンセルはできないものとします。ただし例外として、以下の場合、以下記載の違約金を支払うことにより、申込済の本サービスであっても、特例措置としてキャンセルすることが可能となります。

(1) お客様が当社に署名捺印済の利用申込書を提出した日から当社がお客様に仕掛かり中の動画を仮納品するまでの期間に、お客様より当社あてに書面によるキャンセル希望通知を提出した場合、お客様より当社に対して代金総額の50%分のキャンセル料金を支払うことによりキャンセル可能。

(2) 当社がお客様に対して初めて仮納品動画を仮納品した以降、当社がお客様よりの承諾または修正依頼を受ける前の段階であり、かつ仮納品後7日以内に、お客様より当社あてに書面によるキャンセル希望通知を提出し

た場合、お客様より当社に対して代金総額の60%分のキャンセル料金を支払うことによりキャンセル可能。

(3) 当社がお客様に対して初めて仮納品動画を仮納品した後、当社がお客様より修正依頼を受け、当社がその修正作業を終え二度目の仮納品を行った後、お客様よりの承諾または再修正依頼を受ける前の段階であり、かつ二度目の仮納品後7日以内に、お客様より当社あてに書面によるキャンセル希望通知を提出した場合、お客様より当社に対して代金総額の80%分のキャンセル料金を支払うことによりキャンセル可能。

(4) 一度目の仮納品後、お客様から当社に承諾をいただいた時点以降、または一度目の仮納品後、お客様から当社に対して、本利用規約第12条(9)①に規定する回答期限日または仮納品動画閲覧可能期間である7日間の最終日のどちらか遅く訪れる日までにお客様より当社に対して回答がいただかず、当社の裁量をもってお客様より当社に対して、仮納品動画の内容に対して承諾があったとみなした時点以降、または一度目の仮納品後、お客様より当社に対して修正依頼をいただき、その後当社より修正済動画の二度目の仮納品をさせていただいた後、お客様から当社に再々修正依頼または承諾を受けた時点以降、または当社よりお客様に対して二度目の仮納品をさせていただいた後8日を経過した時点以降は、お客様より発注済みの本サービスのキャンセルはできないものとします。

(5) 原則としては、当社よりお客様に対して、受注済みの本サービスのキャンセルはできないものとします。しかしながらやむを得ない理由がある場合、当社がその時点でお客様よりお預かりしている代金を全額返金すると同時に、当社よりお客様に対して代金総額の10%の違約金を支払うことにより、受注済みの本サービスのキャンセルが可能となるものとします。

第23条 特約条項

本利用規約について、別途書面により特約をした場合は、その特約は本利用規約と一体となり、本利用規約を補完、修正するものとします。

第24条 裁判管轄

本利用規約についての紛争は、横浜地方裁判所または横浜簡易裁判所を第一審の裁判所とすることに、お客様と当社は合意するものとします。

第25条 本規約の変更

(1) 当社は必要に応じて随時本利用規約を変更することができるものとします。

(2) 本利用規約は第2条の「請負契約の成立」に記載されているように、お客様は、新たなOJTサービスまたは親孝行サービスを申込みする度に、新たに利用申込書に記入、署名、捺印の上、その記入済利用申込書を当社に提出することになります。したがって、原則として本利用規約は、お客様が新たにOJTサービスまたは親孝行サービスを利用する度に、その時点で最も新しい規約内容の利用規約に承諾することとなります。しかしながら例外的に、もし初回利用時のみ限定で本利用規約に記入、署名、捺印をいただいたまま本サービスのどちらかを利用し続けている場合、お客様はその時点での最新の本利用規約を承認したものとみなされます。なお本利用規約が改定された場合は、本条(1)により本利用規約が変更された後1ヶ月以内に、当社のウェブページにその新しい利用規約を掲載、当該掲載日より変更要件が有効とすることとします。

第26条 運営会社

本サービスは以下の会社が運営かつ提供しております。

〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-21-1 ダイヤビル5階

☎ 045-594-6502 fax 045-290-7201 E-Mail bsp@nai.co.jp

エヌ・エイ・アイ株式会社

Bilingual Support 事業部

第27条 附則

本利用規約は、2018年4月16日以降にあった利用申込みについて適用されます。